# 阿見町プレミアム商品券取扱店舗募集要綱

令和２年６月19日

阿 見 町 商 工 会
阿見町プレミアム商品券発行委員会

１．事業の目的

「新型コロナウイルス」による深刻な影響を受けた地域経済の活性化と、高齢者、子育世帯の支援を目的とした「阿見町プレミアム商品券」を発行する。

２．発行概要

| | |
|---|---|
| ● 発行者 | 阿見町プレミアム商品券発行委員会 |
| ● 販売期間 | 令和２年８月１日（土）～ |
| ● 利用期間 | 令和２年８月１日（土）～令和３年２月２８日（日） |
| ● 発行額（額面） | ２億円（２億６千万円）＋２，２８０万円（２，９６４万円） |
| ● プレミアム率 | ３０％ |
| ● 券種・金額 | １，０００円券、５００円券の２種類 |
| ● 販売単位 | １０，０００円（５００円券８枚、１，０００円券９枚の17枚セット）<br>※１７枚中、１，０００円券７枚は、大型店でも使用可<br>一般店では、全商品券が使用可 |

３．取扱事業所について

①　阿見町に事業所がある法人及び個人

②　事業所区分：　大型店（レジ台数４台以上）
　　一般店（レジ台数３台以下）

４．取扱事業者の申込について

①　方法・・・・・・・・別紙申込用紙、ＨＰからの申込

②　負担金・・・・・・・無料

５．取扱い上の注意

①　商品券が利用できないもの

・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペードカード等の換金性の高いもの

・株式・先物・宝くじなどの金融商品及びたばこ類（たばこ事業法により）

・仕入等の事業資金
・その他、登録取扱店が特に指定するもの
・現金との換金、金融機関への預け入れ
・風俗営業に係るもの

② 取扱い注意事項
・商品券使用時にはつり銭は出さない
・購入後の返品は不可及び払い戻しはいかなる場合もできない
・盗難・紛失、偽造に対しては、発行者は責めを負わない

## 6. 商品券の換金

換金は、登録事業所が指定日に使用された商品券を阿見町商工会に持参する。
阿見町商工会は指定口座に商品券の額面を振込むものとする。

① 換金期間：令和 2 年 8 月 18 日（火）～令和 3 年 3 月 19 日（金）
② 換 金 日：毎週火曜日、金曜日（祝祭日、年末年始は除く）
午前 9 時～午後 4 時
③ 振込み日：毎週金曜日締め、翌週金曜日振込
（阿見町内指定金融機関（注意１）以外の振込は 10 営業日以内）
※振込手数料は阿見町商工会が負担する

## 7. 登録の取り消し

以下の場合には、登録の取り消しを行う場合がある
① 募集要綱及び実施要項に反した場合
② 事業所の営業実態がないと判断した場合
③ その他、発行委員会が不適切と判断した場合

※注意 1：阿見町内指定金融機関
常陽銀行阿見支店、筑波銀行阿見支店、水戸信用金庫阿見支店
茨城県信用組合阿見支店　　以上、4 金融機関